

当報告の内容は、それぞれの著者の著作物です。  
Copyrighted materials of the authors.

タイトル：「共同利用・共同研究課題 シティズンシップと政治参加 ―移民／難民によるコミュニティ形成と社会福祉への影響の比較研究―」（平成 26 年度第 3 回研究会）

日時：平成 27 年 3 月 15 日（日曜日）午後 1 時より午後 5 時半

場所：AA 研マルチメディアセミナー室

■ 報告者名：村尾るみこ（AA 研共同研究員，立教大学）

報告タイトル：紛争後のアンゴラ農村における流動性と社会統合

本報告では、紛争後 10 年が経過するアンゴラ農村での社会経済変化を中心に報告した。アフリカ紛争後社会における社会統合に関する研究は、帰還民や元兵士をいかに紛争後社会に再統合するのかが、平和構築や国家形成の文脈でマクロな視点から分析されてきた。これに対し本報告では、ミクロな地域研究の視座からアフリカで最も紛争が長期化したアンゴラとザンビア国境地帯に焦点を当て、地域住民が歴史的に構築してきた社会経済的諸活動を当該社会で内生する社会統合の一局面と捉え、紛争後のアンゴラ農村での特徴を明らかにすることを目的とした。

報告では、19 世紀以降今日まで、ザンビア西部に移住した後、長期間の生活を経て、アンゴラ紛争終了後に再びアンゴラ東部の農村へ移動しているンブダの人びとに焦点をあてた。まず、ンブダの移動に関わるアンゴラ近現代史、紛争後のアンゴラの国レベルでの政治経済変化を概説した。次に、農村でのフィールドワークの結果から、農村での生計活動の再編、流動性の高い住民の現状と土地獲得の実態を報告した。

以上、本報告を通じては、アンゴラ農村におけるンブダの社会経済的諸活動の特徴から、紛争後のアフリカにおけるミクロレベルでの社会統合を提示した。さらに、困難を極めるサブ・サハラアフリカ諸国での法制度による移民・難民問題の解決策とは一線を画した社会統合のあり方を示唆するとともに、サブ・サハラアフリカ以外の地域との共通性や特異性を提示した。

■ 報告者名：菅原真（AA 研共同研究員，名古屋市立大学）

報告タイトル：フランスにおけるシティズンシップと政治参加（1）―現代フランスの公務員制度と外国人の公務就任―

本報告では、現代フランスの公務員制度における外国人の排除状況を考察した。

まず、現代フランスの公務員法制について、①第五共和制憲法において、官吏及び政府によって裁量的に任免される高級官僚の公務員が規定されていること、②フランスにおいては日本流の「公務員」を意味する用語は様々あるが、従来、公務員一般身分規程という名称の法律は、国家公務員のみに関係するものであったこと、③しかし、1980 年代の地方分権改革以降は、公務員一般身分規程において三種類の公務員制度（国家公務員、地方公

当報告の内容は、それぞれの著者の著作物です。  
Copyrighted materials of the authors.

務員、病院公務員) が存すること、④公務員には、等級に正式任用されていない非正規の公務員 (*agents publics non titulaires*) が存することを紹介した。

次に、従来のフランスでは法律上国籍要件が明文で定められており、外国人及び無国籍者は原則的に正規職員たる公務員となる権利／資格を有していなかったが、EC・EU 法の進展によって、フランスのこうした状況には大きな変化がもたらされたことを紹介した。ローマ条約は「行政職 (*emplois dans l'administration publique*)」からの外国人の排除を認めていたが、EC 司法裁判所 1980 年 12 月 17 日判決、欧州委員会 1988 年 3 月 18 日報告を経て、EC 住民の排除領域は縮減し、現行公務員身分規程では「その権限が、主権の行使から分離可能で、国家の公権力または他の公共団体の特権行使に直接または間接にまったく参与することのない職団、職群および職」への EU 市民の就任を許容している。フランス憲法院 1991 年 7 月 23 日判決も、EC/EU 市民の公職就任については、「その権限が、主権の行使から分離可能」で、「国家の公権力または地方公共団体の特権行使に直接参与することのない」職に限定した上で、それを承認した。この判決以降、「100 以上のデクレ」が公布され、EU 市民の公務就任領域は拡大し、1996 年法によって EEA 構成国民にもそれが拡大された。コンセイユ・デタの 2002 年 1 月 31 日答申によれば、主権の行使から分離不可能な任務、公権力、国および他の公共団体の特権の行使に直接間接に参加する任務については限定列挙された。しかし、現実には、外国人であるヨーロッパ諸国の他の市民が、フランスの公務員、特に地方公務員になることは稀である。その理由として、言葉の障壁、公務員規程の不透明さ、国家免状の価値の同等性に対する疑問、課税のルール等が挙げられる。

最後に、非 EU 市民の外国人住民の公務就任資格について考察した。彼らは、官吏になることはできないが、契約職員または補助職員に就任することは可能である。特に、地方公務の非正規職員については、1988 年 2 月 15 日のデクレで、外国人が採用される場合尾三要件が規定され、①不法滞在者でないこと、②犯罪記録報告書に記載されたことがないこと、③公務において要求される身体的適性条件を有していることである。特に市町村ではこのデクレに基づいて、整備・補修業務、技術的サービス、文化・スポーツ事業の分野等で外国人を採用した。こうした状況に対して、2000 年、雇用・連帯大臣や著名な公法学・経済学・社会学者らが参加する「差別反対闘争・研究グループ」(*Groupe d'études et de lutte contre les discrimination : GED*) が国籍要件またはフランスの国家資格によって外国人の公務就任が制限されている職業を調査し、それに検討を与えた小冊子を発行した。明示的な国籍要件によって制限された職業は「約 50」、国家免状の取得を要する職業は「約 30 以上」が該当し、公的機関・民間企業全体で、およそ 700 万の職が部分的または全体的に外国人に禁止されており、それは職全体の約 30%に当たるとし、非 EU 市民の外国人に対する「差別的論理の制度化」を問題視した。2008 年 12 月末現在、外国人に閉ざされた公務員職は、国家行政職 155 万 3 千、地方公務員 107 万 2 千、病院医師・大学研究職を除く公施設 (病院・大学等) の 103 万 5 千をはじめ、455 万 3 千に及ぶと推計されている。

当報告の内容は、それぞれの著者の著作物です。  
Copyrighted materials of the authors.

質疑では、フランスの外国人・移民排除の動向、EU 市民権の進展と非 EU 市民の差別との連関、フランスにおける公務就任権の法的性格、EU 市民の公務就任の現状等について議論がなされた。